

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	行為の許可
概要	海浜施設においては、物品の販売又は頒布、競技会、展示会等の催し、その他施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、大阪市海浜施設条例第7条の規定により、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例 (昭和55年4月1日条例第27号) 第6条第5号、第7条、第7条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市海浜施設条例施行規則 (昭和55年5月31日規則第58号) 第11条第4号、第12条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する行為であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物品を販売し、又は頒布すること ②競技会、展示会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること ③募金、署名運動その他これらに類する行為をすること ④ロケーションをすること ⑤はり紙、その他の広告物を表示すること ⑥前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの <p>(2) 行為の目的及び内容が次の各号の要件をすべて満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設の本来の使用を妨げるものでないこと ②公安又は風俗を害するおそれがないこと <ul style="list-style-type: none"> ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ③他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがないこと <ul style="list-style-type: none"> ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ④施設を損傷するおそれがないこと <ul style="list-style-type: none"> ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ⑤管理上の支障がないこと <ul style="list-style-type: none"> ○「管理上の支障」とは、行為者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、行為者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ⑥その他市長が不適当と認める事由がないこと <p>(3) 大阪市海浜施設条例施行規則第11条第4号に規定する「施設の全部又は一部において火気を用いる行為であって、当該行為により施設及びその周辺に及ぼす影響その他の事情を総合的に考慮して施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれがない」場合については、次の各号を総合的に考慮し判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火気の内容 ②火気的使用方法 ③火気の使用場所 ④その他市長が考慮すべきと認める事項 <p>◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書、添付書類をへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000434549.html
備考	